

議案第 50 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 19 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 芝污水幹線築造工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 境港市芝町、清水町、外江町 |
| 3 | 契約の相手方 | 芝污水幹線築造工事
佐藤産業・佐々木組特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市外江町 3 6 9 7 番地 1 0
佐藤産業有限会社
代表取締役 佐藤 和雄 |
| 4 | 契約金額 | 2 4 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約締結の方法 | 条件付一般競争入札（総合評価方式） |

(参 考)

入 札 状 況

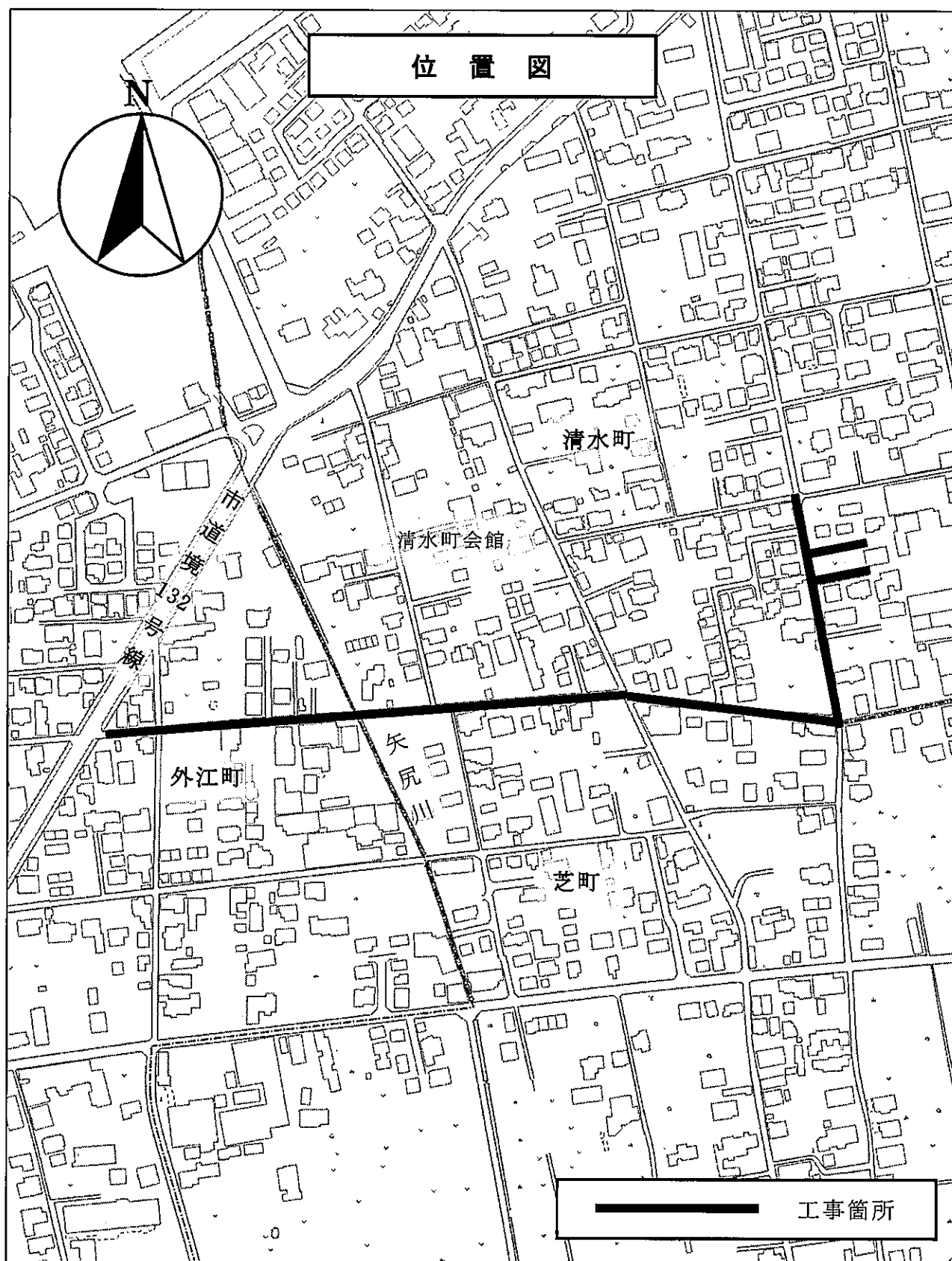
1. 工 事 名 芝污水幹線築造工事
2. 入 札 開 札 日 時 令和 6 年 5 月 28 日 午前10時00分 即時開札
3. 入 札 開 札 場 所 境港市役所 第1会議室
4. 工 事 内 容 芝污水幹線の築造工事
推進工事(汚水) 施工延長 L=605m
開削工事(汚水) 施工延長 L=435m
5. 工事完成(予定)年月日 令和 7 年 7 月 28 日
6. 予 定 価 格 等 (入札書比較価格・税抜)
予 定 価 格 261,608,600円(237,826,000円)
調査基準価格 240,430,300円(218,573,000円)
失格基準価格 238,025,700円(216,387,000円)

7. 入 札 状 況

入 札 者 名	入札金額	評価点数	備 考
芝污水幹線築造工事 角建設・箕矢組特定建設工事共同企業体	234,000,000円	93.3431点	
芝污水幹線築造工事 佐藤産業・佐々木組特定建設工事共同企業体	219,000,000円	98.3315点	落 札
芝污水幹線築造工事 足立組・木下建設特定建設工事共同企業体	218,700,000円	97.9834点	

8. 入 札 開 札 立 会 人 建設部下水道課長 吉田 光寿

(参 考)



(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）

（省 略）

（4）

（5）その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 5 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 9 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1 工 事 名 | 清水町污水枝線（その 1）工事 |
| 2 工 事 場 所 | 境港市清水町 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 清水町污水枝線（その 1）工事
足立組・木下建設特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市外江町 2 1 5 2 番地 1
有限会社足立組
代表取締役 藤野 正一 |
| 4 契 約 金 額 | 1 6 1, 9 2 0, 0 0 0 円 |
| 5 契 約 締 結 の 方 法 | 条件付一般競争入札（総合評価方式） |

(参 考)

入 札 状 況

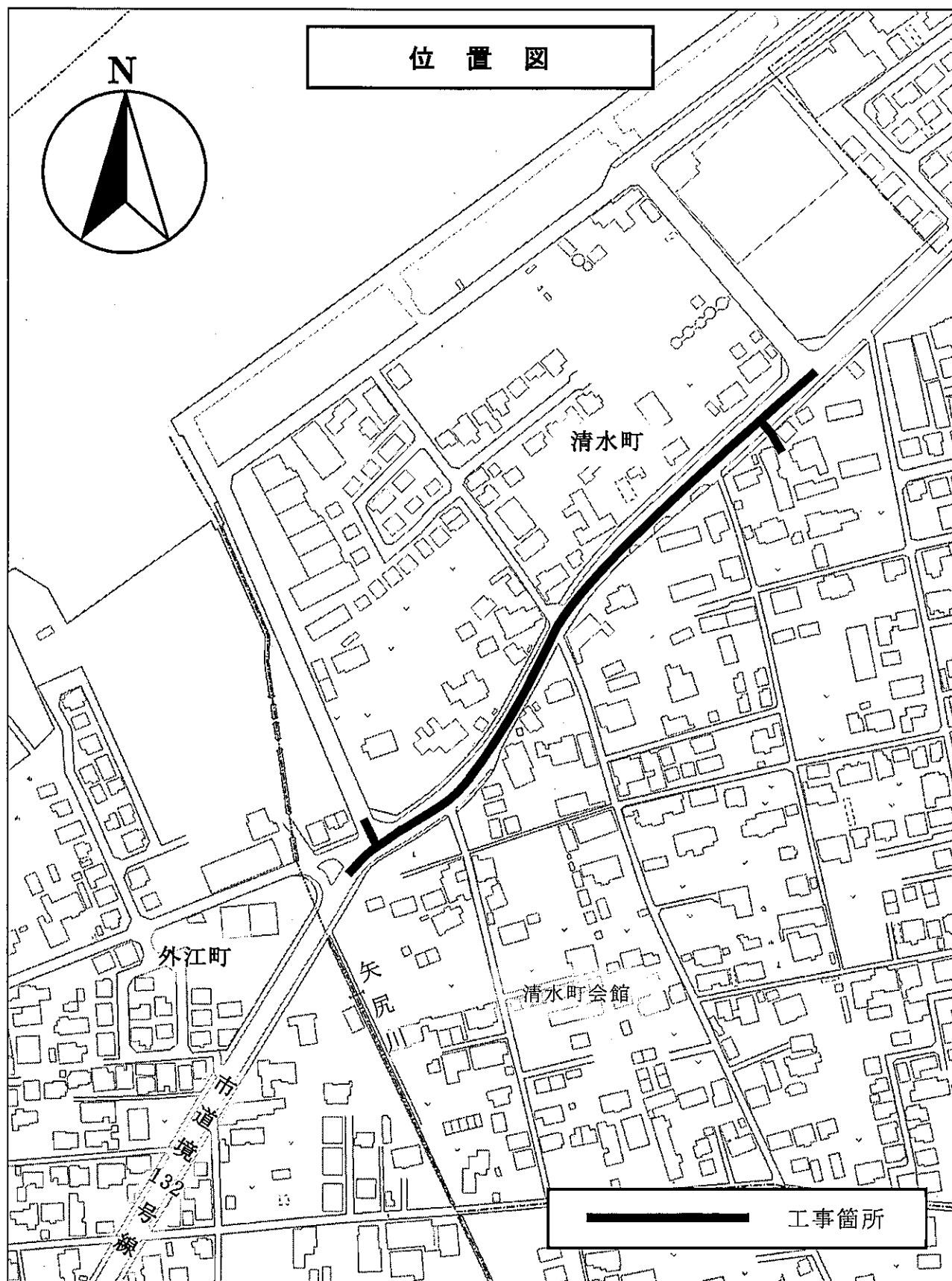
1. 工 事 名 清水町污水枝線（その1）工事
2. 入 札 開 札 日 時 令和6年5月30日 午前10時00分 即時開札
3. 入 札 開 札 場 所 境港市役所 第1会議室
4. 工 事 内 容 清水町内の污水枝線工事
推進工事（污水） 施工延長 L=389m
開削工事（污水） 施工延長 L=197m
5. 工事完成(予定)年月日 令和7年5月22日
6. 予 定 価 格 等 (入札書比較価格・税抜)
予 定 価 格 176,816,200円(160,742,000円)
調査基準価格 161,880,400円(147,164,000円)
失格基準価格 160,261,200円(145,692,000円)

7. 入 札 状 況

入 札 者 名	入札金額	評価点数	備 考
清水町污水枝線（その1）工事 足立組・木下建設特定建設工事 共同企業体	147,200,000円	98.0076点	落 札

8. 入 札 開 札 立 会 人 建設部下水道課長 吉田 光寿

(参 考)



議案第 5 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 9 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 市営住宅誠道団地建替第 4 期工事（建築） |
| 2 | 工 事 場 所 | 境港市誠道町 2 2 5 番地 1 |
| 3 | 契約の相手方 | 市営住宅誠道団地建替第 4 期工事（建築）
リンクス・境港土建特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市竹内町 3 5 6 5 番地 1 3
株式会社リンクス
代表取締役 池田 太一 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 9 4 , 7 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約締結の方法 | 条件付一般競争入札（総合評価方式） |

(参 考)

入 札 状 況

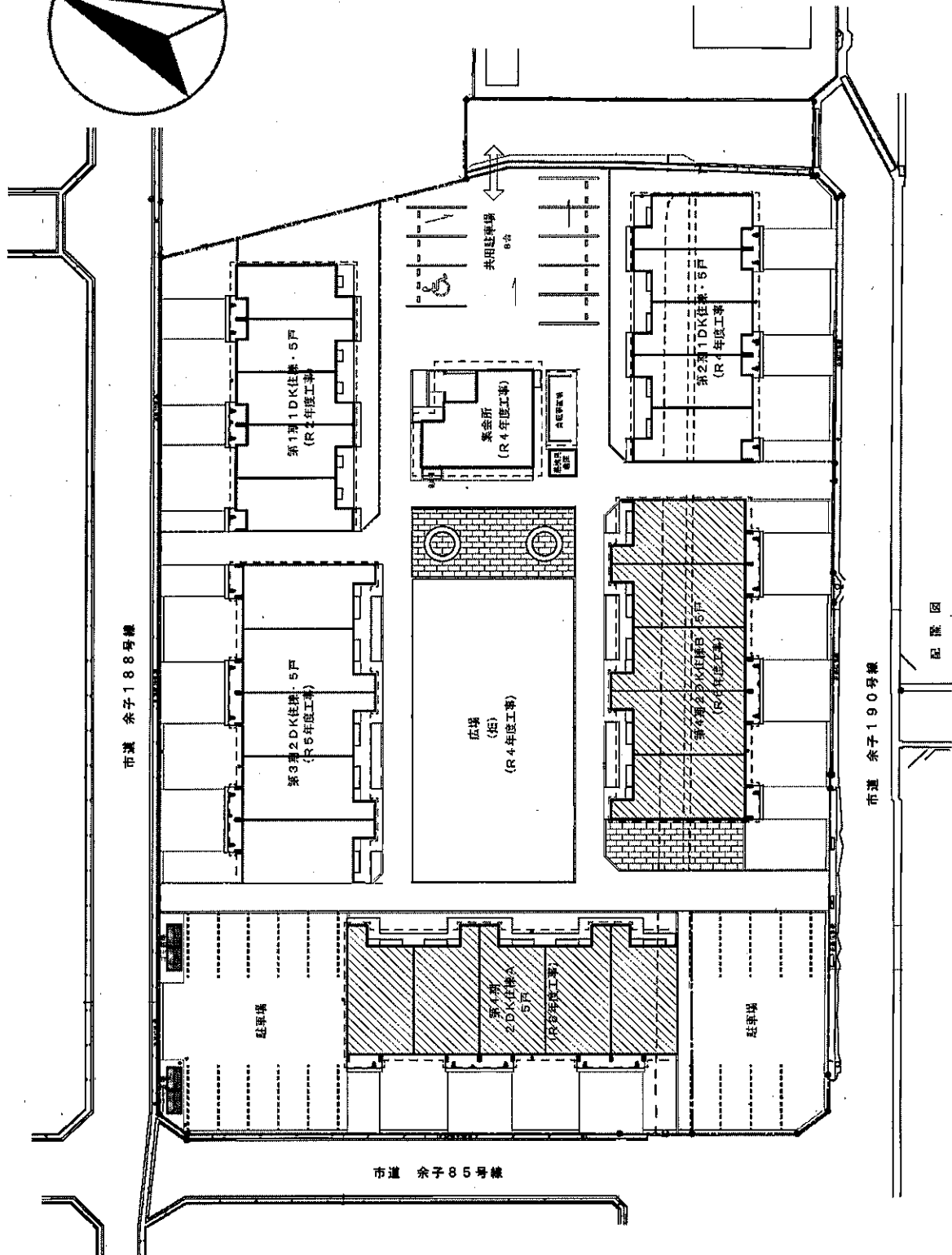
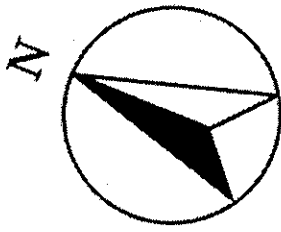
1. 工 事 名 市営住宅誠道団地建替第4期工事（建築）
2. 入 札 開 札 日 時 令和6年6月4日 午前10時00分 即時開札
3. 入 札 開 札 場 所 境港市役所 第1会議室
4. 工 事 内 容 市営住宅誠道団地（2棟10戸）の建替工事のうち建築工事
・ 2棟10戸を新築
・ うち1棟5戸はセンサー付き緊急通報システムを設置したシルバーハウジング
5. 工事完成(予定)年月日 令和7年3月17日
6. 予 定 価 格 等 (入札書比較価格・税抜)
予 定 価 格 197,120,000円(179,200,000円)
調査基準価格 180,689,300円(164,263,000円)
失格基準価格 178,882,000円(162,620,000円)

7. 入 札 状 況

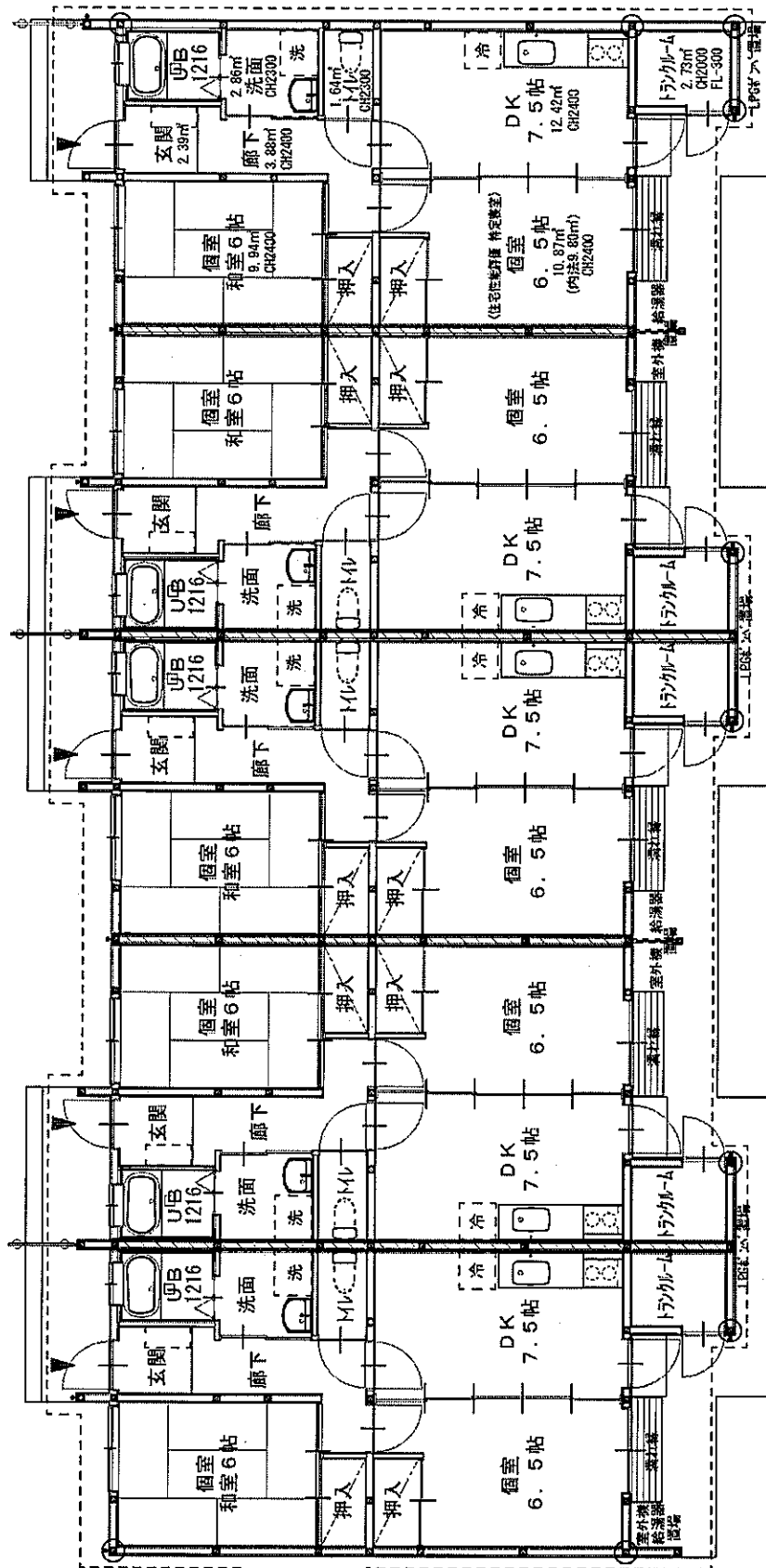
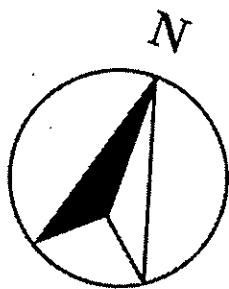
入 札 者 名	入札金額	評価点数	備 考
市営住宅誠道団地建替第4期工事（建築）リンクス・境港土建特定建設工事共同企業体	177,000,000円	90.6739点	落 札
市営住宅誠道団地建替第4期工事（建築）松本組・平田組特定建設工事共同企業体	179,200,000円	89.1080点	

8. 入 札 開 札 立 会 人 建設部建築営繕課長 園山 勝

(参 考)



(参 考)



平面図

議案第 53 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり新たに生じた土地を確認する。

令和 6 年 6 月 19 日 提出

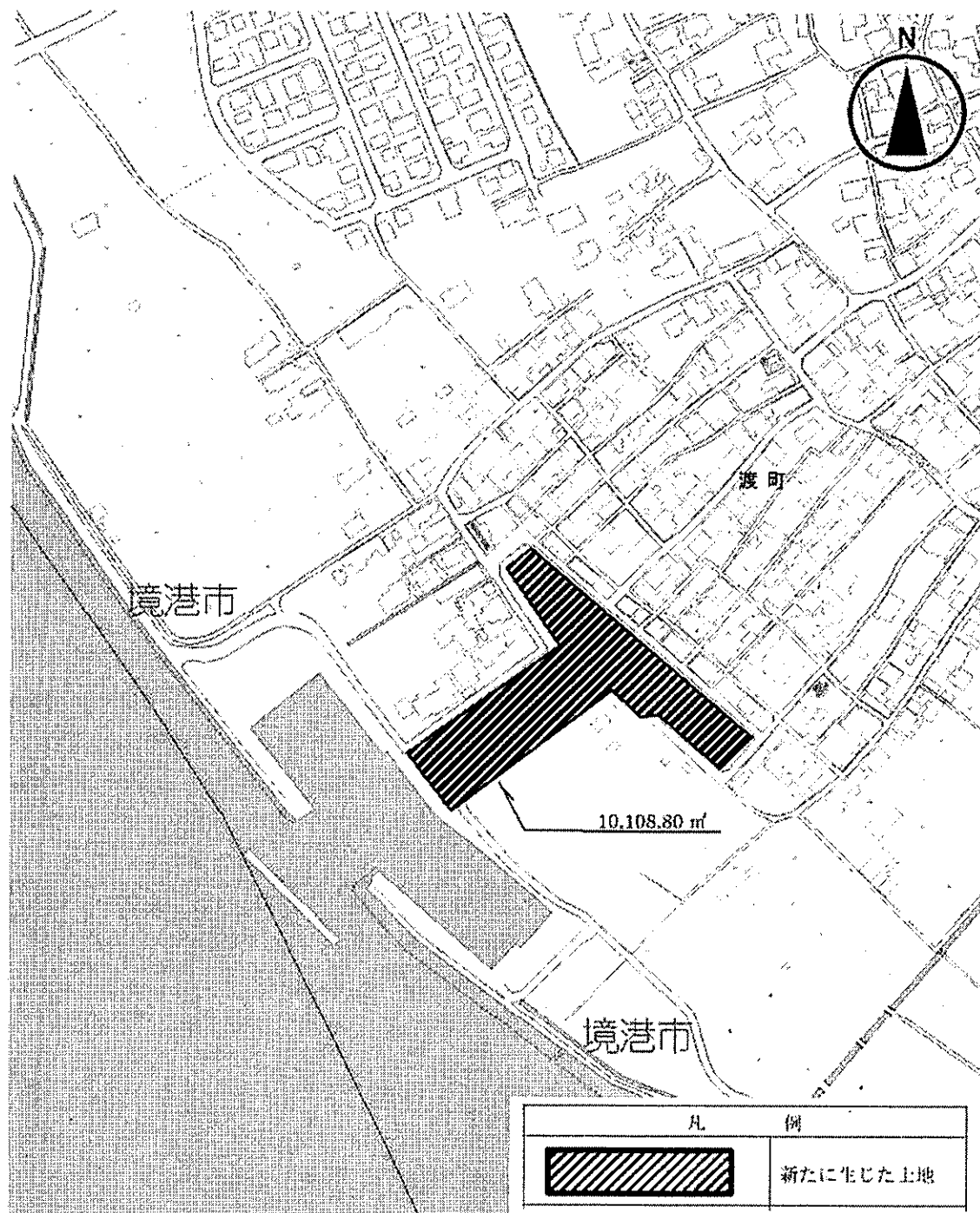
境港市長 伊達 憲太郎

記

新たに生じた土地の位置 (令和 6 年 5 月 31 日現在の地番による。)	新たに生じた 土地の面積
渡町字下ノ袖 2413-22 から同町字宝財 1274-2 を経て同町字沖ノ袖 1105-1 に至る間の地先	10,108.80 平方メートル

(参 考)

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更図



(参 考)



鳥取県指令第202400072125号

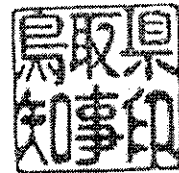
境港市上道町3000番地

境港市長 伊達 憲太郎

令和6年3月28日付で申請のあった平成28年6月11日付鳥取県指令第201600039998号により免許した公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり認可する。

令和6年4月25日

鳥取県知事 平井 伸治



記

- | | |
|----------|---|
| 1 位 置 | 境港市渡町字下ノ袖2413-22から同町字宝財1274-2を経て同町字沖ノ袖1105-1に至る間の地先公有水面 |
| 2 しゅん功面積 | 10108.80平方メートル |
| 3 埋立地の用途 | 道路用地、内水排除施設用地、広場 |

(参 考)



鳥取県告示第347号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する
工事のしるん功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 しるん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

境港市

境港市長 伊達 憲太郎

2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成28年6月11日鳥取県指令第20160003998号

3 しるん功認可の年月日

令和6年4月25日

4 埋立区域

(1) 位置

境港市瀬町字下ノ袖2413-22から同町字宝田1274-2を経て同町字沖ノ袖1105-1に至る間の地先公有水
面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と68の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 境港市瀬町に設置されている3級基準点1115-145（北緯35度30分52秒、東経133度12分22秒）
から99度9分43秒、102.08メートルの地点

2の地点 1の地点から55度2分49秒、5.82メートルの地点

3の地点 2の地点から53度51分43秒、37.94メートルの地点

4の地点 3の地点から50度7分1秒、4.74メートルの地点

5の地点 4の地点から53度30分51秒、12.17メートルの地点

6の地点 5の地点から52度41分30秒、21.06メートルの地点

7の地点 6の地点から53度5分26秒、16.21メートルの地点

8の地点 7の地点から53度5分26秒、7.58メートルの地点

9の地点 8の地点から323度46分19秒、42.20メートルの地点

10の地点 9の地点から323度46分19秒、4.86メートルの地点

11の地点 10の地点から323度46分19秒、3.20メートルの地点

12の地点 11の地点から49度33分39秒、21.66メートルの地点

13の地点 12の地点から45度52分14秒、3.54メートルの地点

14の地点 13の地点から132度14分38秒、12.41メートルの地点

15の地点 14の地点から131度47分0秒、6.50メートルの地点

16の地点 15の地点から129度9分18秒、2.15メートルの地点

17の地点 16の地点から132度13分35秒、2.77メートルの地点

18の地点 17の地点から132度13分35秒、0.83メートルの地点

19の地点 18の地点から131度50分24秒、1.41メートルの地点

20の地点 19の地点から131度50分24秒、2.13メートルの地点

21の地点 20の地点から131度50分24秒、2.04メートルの地点

22の地点 21の地点から131度0分47秒、4.18メートルの地点

23の地点 22の地点から131度0分47秒、4.32メートルの地点

24の地点 23の地点から131度0分47秒、3.72メートルの地点

25の地点 24の地点から131度0分47秒、1.72メートルの地点

26の地点 25の地点から131度0分47秒、1.54メートルの地点

27の地点 26の地点から131度0分47秒、1.91メートルの地点

28の地点	27の地点から131度0分47秒、0.66メートルの地点
29の地点	28の地点から127度41分14秒、7.69メートルの地点
30の地点	29の地点から132度0分37秒、11.32メートルの地点
31の地点	30の地点から124度41分9秒、1.17メートルの地点
32の地点	31の地点から131度11分37秒、7.63メートルの地点
33の地点	32の地点から131度22分38秒、1.84メートルの地点
34の地点	33の地点から131度22分38秒、2.73メートルの地点
35の地点	34の地点から131度22分38秒、4.48メートルの地点
36の地点	35の地点から131度22分38秒、4.13メートルの地点
37の地点	36の地点から131度22分38秒、0.94メートルの地点
38の地点	37の地点から129度20分3秒、0.48メートルの地点
39の地点	38の地点から129度20分3秒、19.74メートルの地点
40の地点	39の地点から129度20分3秒、0.35メートルの地点
41の地点	40の地点から129度58分29秒、2.99メートルの地点
42の地点	41の地点から129度58分29秒、1.48メートルの地点
43の地点	42の地点から129度58分29秒、7.28メートルの地点
44の地点	43の地点から129度58分29秒、1.97メートルの地点
45の地点	44の地点から129度58分29秒、3.34メートルの地点
46の地点	45の地点から130度6分16秒、1.35メートルの地点
47の地点	46の地点から130度6分16秒、3.28メートルの地点
48の地点	47の地点から130度6分16秒、5.36メートルの地点
49の地点	48の地点から130度6分16秒、2.83メートルの地点
50の地点	49の地点から130度6分16秒、11.94メートルの地点
51の地点	50の地点から129度55分19秒、6.83メートルの地点
52の地点	51の地点から129度31分13秒、1.87メートルの地点
53の地点	52の地点から129度31分13秒、6.31メートルの地点
54の地点	53の地点から221度13分59秒、27.60メートルの地点
55の地点	54の地点から308度49分27秒、55.70メートルの地点
56の地点	55の地点から251度23分33秒、8.20メートルの地点
57の地点	56の地点から310度30分18秒、7.08メートルの地点
58の地点	57の地点から316度8分16秒、8.83メートルの地点
59の地点	58の地点から316度8分16秒、0.27メートルの地点
60の地点	59の地点から234度34分46秒、2.06メートルの地点
61の地点	60の地点から317度13分29秒、0.23メートルの地点
62の地点	61の地点から234度32分6秒、39.09メートルの地点
63の地点	62の地点から323度28分40秒、0.16メートルの地点
64の地点	63の地点から232度58分47秒、5.92メートルの地点
65の地点	64の地点から234度40分52秒、19.02メートルの地点
66の地点	65の地点から229度6分57秒、5.13メートルの地点
67の地点	66の地点から234度35分30秒、20.31メートルの地点
68の地点	67の地点から231度23分51秒、23.13メートルの地点

(3) 面積

10,108.80平方メートル

- 5 関係図書の閲覧場所
 環境都市建設部管理課

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（市町村区域内に新たに生じた土地の確認及び届出）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

議案第 5 4 号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次のとおり町の区域を変更する。

令和 6 年 6 月 1 9 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

区域を変更する 町 の 名 称	同 左 の 区 域 (令和 6 年 5 月 3 1 日現在の地番による)
渡 町	渡町の全域 渡町字下ノ袖 2 4 1 3 - 2 2 から同町字宝財 1 2 7 4 - 2 を経 て同町字沖ノ袖 1 1 0 5 - 1 に至る間の地先公有水面埋立地

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

（以下省略）